

奥多摩町人事行政の運営等の状況

町の人事行政の運営等における公平性及び透明性を高めるため、「奥多摩町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年条例第23号）」の規定に基づき、職員の任免、職員数、給与、勤務条件等の概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の推移 (各年度4月1日現在)

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
職員数	127人 (3)	129人 (3)	130人 (5)	127人 (4)	127人 (5)

※ 職員数は、公益法人等への派遣職員を含みます。()内は派遣職員数です。

※ 自治法上の派遣者は、本町の職員には含まず、派遣先での職員として計上されます。

(2) 部門別職員数 (各年度4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数
		平成27年度	平成26年度	
一般行政部門	議 会	1人	1人	
	総 務	25人	25人	
	税 務	6人	6人	
	民 生	9人	9人	
	衛 生	6人	7人	△1人
	農林水産	7人	7人	
	商 工	7人	7人	
	土 木	9人	8人	1人
	小 計	70人	70人	
特別行政部門	教 育	14人	15人	△1人
公営企業等 会 計 部 門	病 院	27人	27人	
	下 水 道	4人	4人	
	そ の 他	12人	11人	1人
	小 計	43人	42人	1人
総 合 計		127人	127人	

(3) 職員の任免状況

26.4.1 現在 職 員 数	採用者 の状況	退 職 等 の 状 況					27.4.1 現在 職 員 数
		定 年	勸 奨	死 亡	普 通	小 計	
127人	5人	0人	1人	0人	4人	5人	127人

2 職員の給与の状況

職員の給与の状況については、「職員などの給与状況」に掲載してあります。

3 職員の勤務時間その他の勤務状況

(1) 職員の勤務時間の状況

1 週間の勤務時間	1 日の勤務時間	勤務時間の範囲
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分～17 時 15 分 (1 時間の休憩時間含む)

※奥多摩病院に勤務する職員など一部を除き上記の勤務時間となります。

(2) 職員の年次有給休暇の取得状況

1 年につき 20 日間付与し、その年に使用しなかった日数があった場合には、20 日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

区 分	平均取得日数	年休取得率
平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	8.4 日	21.8%
平成 25 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	9.1 日	24.7%
平成 24 年 1 月 1 日～平成 24 年 12 月 31 日	9.7 日	27.1%

(3) 職員の育児休業の取得状況 (※年度中に短期間でも取得実績がある職員も含まれます。)

区 分	男	女	合 計
平成 26 年度	0 人	1 人	1 人
平成 25 年度	0 人	2 人	2 人
平成 24 年度	0 人	4 人	4 人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、公務能率の向上を目的に、任命権者が免職、休職、降任などの処分を行うものです。

(平成 26 年度)

区 分	免職	休職	降任	合計
勤務実績がよくない場合	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	0 人
その他適格性の欠如	0 人	0 人	0 人	0 人
職制・定数の改廃など	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関する起訴	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 懲戒処分

職員の法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的に、免職、停職、減給などの処分を行うものです。

(平成 26 年度)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

5 職員の服務の状況

地方公務員法では、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては全力を挙げて専念しなければならないという服務が規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(平成26年度)

区 分	内 容	違反者数
職務命令等に従う義務	職員は、上司の職務命令等に従わなければなりません。	0人
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけ、又は職の不名誉になるような行為をしてはなりません。	0人
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様です。	0人
職務に専念する義務	職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれを専念しなければなりません。	0人
政治的行為の禁止	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されています。	0人
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。	0人
営利企業等の従事制限	職員は、職務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することは制限されています。	0人

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 接遇研修 (グループ研修)

期 日 平成26年12月25日

場 所 役場会議室

出席者数 39名

(2) 接遇研修 (フォローアップ研修)

期 日 平成27年2月18日

場 所 住民課、保健福祉センター、子ども家庭支援センターの各窓口の担当職員を対象に実施

(2) 市町村職員研修（東京都市町村職員研修所）

（平成26年度）

研修科目			受講者数	研修科目	日数	受講者数	
必修科目	新任	I 期	3	選択	実務研修（人事科）	3	1
		II 期	3		〃（住民税科・初級）【個人・法人】	各2	各1
	現任	1 部	1		〃（固定資産税科・初級） 【土地・家屋・償却】	各2	各1
		2 部	—		〃（徴収科・初級）	2	1
		3 部	1		〃（住民税科・中級）個人住民税	2	1
		フォロー	4		〃（子育て支援科）	1	1
		新任 I	3		〃【建築工事科・道路科】	各3	各1
	係長	新任 II	1		〃（学童保育科・児童科）	3	1
		現任	5		専門職研修（技術職研修・工事監理）	3	1
		新任 I	4		法務研修【地方自治法・地方公務員法】	各3	各1
	課長	新任 II	1		自治体経営研修（政策課題研究）	8	1
		現任	2		〃（立法法務）	9	1
					〃（地方財政）	3	1
					情報処理研修（プレゼンテーションソフト初級）	2	2
					〃（システム調達導入初級）	2	1
					〃（ネットワーク管理）	3	1
					〃（表計算ソフト）【初級・中級】	各2	各1
					〃【文書作成ソフト・CADソフト初級】	各2	各1
			特別研修（人権啓発研修・同和）	1	2		
			〃（人権啓発研修・外国人の研修）	1	1		
			〃（男女共同参画社会形成）	1	1		
			〃（メンタルヘルス研修）	2	2		
			〃（技能労務職研修）	1	1		
			能力開発研修（ロジカルトレーニング）	2	1		
			〃（CSクレーム対応）	2	1		
			〃（アサーティブコミュニケーション）	1	1		
			〃（管理職クレーム対応）	1	1		
			スポット研修（人を動かす対話力ほか） ※職員の自己啓発などの支援を図るため、 講演会など時宜にかなった研修	13	15		
			計		80		

※【 】は、【 】内の研修内容についてのそれぞれの日数・受講者数を記載

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断

(平成26年度)

実施日	検査項目	受診者数	異常者数
平成26年10月 14日・15日・20日	胸部X線、血圧、血液、検尿、 内診、聴力	78人	63人
人間ドック等利用者： 日帰り人間ドック44人、脳ドック22人			

(2) 公務災害補償制度

職員の公務上や通勤途上の災害に対して、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

(平成26年度)

区分	傷病	死亡
公務災害	1件	0件
通勤災害	0件	0件

(3) 厚生・共済制度

地方公務員法では、職員の厚生福利を図ることを目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が奥多摩町職員互助組合、共済制度が東京都市町村職員共済組合で、主な事業内容は下記のとおりです。

区分	内容
奥多摩町職員互助組合	職員の冠婚葬祭に対する給付事業、自己啓発などに対する助成事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施。なお、互助組合で行う事業に必要な経費は、職員が負担する組合費と町から交付される負担金で運営されています。
東京都市町村職員共済組合	職員及びその家族の病気などに対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進などを目的として行う「福祉事業」の3つの事業に大別して実施しています。

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境等に不服がある場合、公平委員会に対し審査等を要求する制度です。奥多摩町は他市町村と共同して東京都市町村公平委員会を設置しています。

前年度からの継続案件	平成26年度要求事案数	年度中処理件数	翌年度継続件数
0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服申立てをすることができます。

前年度からの 継続案件	平成 26 年度 申立て件数	年度中処理件数	翌年度継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

※問い合わせ 総務課庶務係 TEL 0428-83-2345 (直通)